

# 真々部公民館規則

(規則の範囲)

第1条 この規定は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の運営上必要な基準を定める

(公民館の設置)

第2条 1 真々部公民館(以下 公民館をいう)は、市公民館条例第 4 条により豊科公民館の地区公民館として設置される  
2 当館の事務所は安曇野市豊科高家 5735 の 7 番地におく(区は 5735 番地2)

(目的)

第3条 公民館は社会教育法の理念を原点とし、真々部区内の住民のために、社会教育の拠点として誰もが集まれる交流の場づくりを基本として、生活の楽しみ、健康の増進、地域のこと、生活の中の課題等多彩なテーマについて考え方を学ぶ機会を継続して提供する  
そのことにより、人々がつながり、交流の輪が広がってゆき、人づくり、地域づくりが進み、以って生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的とする

(公民館の事業)

第4条 1 公民館は、前第 3 条の目的達成のために、真々部区および市中央公民館豊科分館の年次方針を踏まえたうえで各種事業を開催し、通年の積み上げで年間の成果を挙げるよう努める  
2 事業企画の視点は、次の事項に置くこととする  
1) 地区住民が集い・楽しむ場の提供を基本として、住民要望や時代背景の課題を取り組み、地域の良さ、伝えたいものおよび残したいものについて事業化する  
2) 生涯学習の推進  
だれでもいつでも気軽に学べ、学びの成果が生かされ、地域づくりに寄与できる事業  
3) 区外の地域・地区との交流を図るため、市中央公民館および分館が主催し募集する事業へも積極的に参画する  
3 事業は、社会教育法に規定されている次の事項を基本として、地区内の要請に応じて必要な時報について取り組むものとする

# 解説 改定 真々部公民館規則

第 1 条(規則の範囲)

この規定が遡及する範囲を明記しました。

第 2 条(公民館の設置)

1 「公民館」とは、社会教育法により法的に位置付けられ、豊科分館まで行政の一分野として運営される。公民館は、施設・建物/設備/図書/視聴覚機材等の備品>を管理し有効活用することと、ソフトの事業<社会教育&生涯学習の拠点>の 2 面を目指す。  
2 市の公民館条例により、真々部公民館は地区公民館として位置付けされているので、その条文を取り込んだ。  
3 名称は伝統ある名称「真々部公民館」とし、地区を敢えて入れなかった。補助金を得て建設した建物だが、「区民が建てた、区民のものだ」という意識が強い背景を汲んだ。(なお、公印も同様に地区抜き)

第 3 条(目的)

1 行政の広域化で、社会教育法の公民館から外れたが、伝統ある当館の歴史を踏まえ、社会教育の拠点としての基本理念を原点に、平易な表現で表すこととした。  
2 「地域のこと、生活のこと」については、重すぎるのでないかという意見もあった。時代の変遷により区の事業や各種団体の活動により、旧来の公民館事業は分割されその役割は減少したかに見えるが、近年の特定事業テーマの繰り返しが、基本理念に戻ってみると硬直化とマーケットアウト<住民要望に基づかない企画>の懸念を否定できない。住民要望、他館の視察やマスコミの報道にも関心を持ち、広い視野と柔軟性を持って事業企

- 1) 定期講座を開設すること
  - 2) 討論会、講習会、後援会、実習会、展示会等を開催すること
  - 3) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
  - 4) 各種の団体、機関等との連絡を図ること
  - 5) 子ども会の育成活動
  - 6) 人権学習の実施
- 4 事業の区内指導者の登録と育成
- 5 活動に伴う事故等の賠償責任、傷害の補償等を受けるための保険への加入
- 6 公民館の施設を管理し、住民の集会をその他公共的利用に供する事業は、区が行う  
この事業は、真々部区規約第 6 条 1 項に規定し、維持管理および使用に関しては同第 24 条附則  
「真々部公民館管理運営規定」に定める

#### (公民館の事業実施組織)

- 第5条 1 公民館事業を円滑に推進するため、事業分野別に文化部、体育部、生活部の 3 部を設ける また、事業連携を最適化するため子ども会育成会を併設する
- 2 各部及び子ども会育成会の事業担当分野は概ね以下とし、互いに連携協力するものとする
- 1) 文化部 前第 4 条 3 項の 1)、2) 及び第 18 条 4 項同好会活動の支援・連携
  - 2) 体育部 前第 4 条 3 項の 3) 及び第 18 条 4 項同好会活動の支援・連携
  - 3) 生活部 生活合理化、生活文化の伝承、他地域の生活・産業の視察研修及び第 18 条 4 項 同好会活動の支援・連携
  - 4) 子ども会育成会 前第 4 条 3 項の 5)

#### (公民館の運営方針)

- 第 6 条 1 公民館は真々部区内の住民が自主運営する
- 2 公民館は、次の行為を行ってはならない
- 1)もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その営利事業を援助すること

画に当たって欲しい。

#### 第 4 条(公民館の事業)

- 1 そのような視点に基づき、事業の選択の元となる事業分野を網羅したので、前例・前年度事業に拘らず地区住民のニーズを吸い上げたり、事態の要請に基づくテーマを選んで欲しい
- 2 目的は区内住民が学び、学びの中から地区づくりに寄与する。事業はその手段の一つであって、目的ではない。
- 3 社会教育法で列記されている項目の内、"図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること"を現状に合わせ削除く市ではこの項で「館報の発行」を指導しているが、別項に館報の発行を規定しているので良しとした>
- 4 事業環境を整える(安心・安全)ため、傷害保険の加入を追記した。

#### 第 5 条(公民館の事業実施組織)

- 1 子ども会育成会会則改定にリンクして、同会を併合。同会則はそのまま継続運用する。
- 2 同好会との関係を明記し、生活部旧文「社会環境の整備その他区内産業\*1 の向上を図る事業」を現状に合わせ書き換え。

#### 第 6 条(公民館の運営方針)

- 1 当館の根幹を明記「真々部区内の住民が自主運営する」cf. 分館迄は、社会教育法に基づく行政運営

- 2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること
- 3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること

(公民館の役員)

- 第7条 1 公民館に館長を置き、副館長、主事その他必要な役員を置く
- 2 事業年度担当役員は、館長、副館長、主事、文化、体育、生活各部長、副部長及び部員とする
  - 3 子ども会育成会役員及びその名称は同会会則に定める
  - 4 顧問を置くことができる

(役員の職務分掌)

- 第8条 役員の職務分掌は概ね次の通りとし、必要に応じ館長が文書を調整する
- 子ども会育成会の役員については同会会則に定める
- 1) 館長は公民館の事業方針を定め、事業の基本企画、各種団体との連携、その他必要な事務を行い、役員会の議長を掌る
  - 2) 副館長は館長の補佐をし、館長事故あるときはその職務を代行する  
また子ども会育成会の会長を兼務担当する
  - 3) 主事は、経理及び庶務を掌る
  - 4) 部長は、副部長及び部員とともに分担する事業分野毎に、個々の事業実施に必要な企画づくり、諸準備、運営及び事業の広報を掌る
  - 5) 副部長は部長を補佐し、自部担当事業の実施記録を取りまとめる
  - 6) 顧問は要請に応じ事業全般の支援を行う

(役員の任命)

- 第9条 1 次期館長、副館長及び主事は、館長が推薦し総会で承認後、市教育委員会が委嘱する
- 2 事業3部門の部員は区内6地区より各1名選出し、互選により部長及び副部長を選任し、部長は市教育委員会が委嘱する 副部長及び部員は、館長が任命する

- ① 区民でなく“区内の住民”  
⇒区民に特定せず、区内住民に門戸を開けておくことが公民館の基本理念  
→当然子ども会及び育成会についても、区民でないからと差別しないこと必須
- ② 当館が真々部区の組織に入らない内は、[区民]と[地区内住民]の使い分けが必要
- 2 禁忌事項は、法の規定するもの準用

第8条(役員の職務分掌)

- 1 3役は、マネージメントをする人  
事業の執行役は、部長以下各部が基本原則。
- 2 時の役員の力量、やる気によりその年度の執行力の強弱があるので、館長は通年、執行上の分掌調整を行うことが肝要。

第9条(役員の任命)

- 1 顧問から区総代を削除、新運営委員会に移行させた。
- 2「職員」は行政用語に付き現称の役員へ名称変更。
- 3 選出方法を現状に合わせる。  
⇒“館長は総代経験者から選任する”は、区内を全く知ることなく館長に就任するは苦難との思いやりが慣例化したもので、元々規則ないこと。  
⇒H22年度、公民館事業について、文書化をしたり、規則に詳細を書き込んだので、任務遂行は容易化したと思う
- ⇒地区を南北に分けて3役を選任するについても、公民館の役員の選出を容易化する一法(知恵)と思われる。同様に

3 公民館役員に任期は、原則1年とする

ただし、各具部員は事業を円滑に継続していくため、1名以上の再任が図られることが望ましい

4 役員選任について、男女機会均等の視点から男女のバランスに配慮する

5 子ども会育成会の役員の選任については「子ども会育成会会則」に定める

6 顧問は前任の館長、副館長及び主事とする

規則にはない。

(役員の報酬)

第10条 役員は、別に定める規定により一定額の報酬および旅費等の実費弁償を受けることができる

(公民館の役員の研修)

第11条 1 新任公民館役員は、引き継ぎに際し前年度役員により公民館及び事業の活動全般についての研修期間を設けるものとする

1)館長、副館長、主事及び部長は年度当初に開催される市分館主催の役員研修会を受講する

2)子ども会育成会会长及び副会长は、市子ども会育成会連合会主催の研修を受講する

2 受講した役員は、受講後すみやかに出席しなかった役員に対し伝達講習会を開き、講習会の内容を徹底しなければならない

3 必要により他の公民館の活動視察等の研修を行う

第11条(公民館の役員)

1 役員が公民館の理念を理解するには、教育が必要。

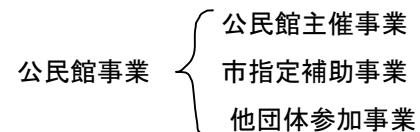
2 引継ぎの中心話題は、公民館活動とは?から、全員の意思統一、情報の共有化を図ることが、必須。

3 役員が1年で交代することを前提に、伝言ゲームにならないよう引き継ぐことが重要。

第12条(公民館の年度事業計画・実施)

1 事業運営手法の個別の引継ぎは、開催記録を残せば十分。同じテーマでも、新役員が企画段階から話し合って、その年のその役員の工夫や知恵を盛り込まなければ、単にコピーとなり、やりがいがないだろう。

2 公民館が開催したからと言って、それは国語的な「主催」事業に過ぎないので、注意のこと

公民館事業 

- 公民館主催事業
- 市指定補助事業
- 他団体参加事業

(公民館の年度事業計画・実施)

第12条 1 実施事業は前第4条に基づいて、継続事業も含め年度ごとに企画立案する

2 事業は、他地区公民館及び他団体と共に開催することもできる

3 事業計画は区代議員会の審議を受ける 必要により第13条公民館運営委員会の審議を経るものとする

4 事業実施にあたって、指導者を必要とする場合は区内登録指導者、市生涯学習リーダーバンク登録者または豊科中央児童館等に依頼する

5 公民館主催事業とは、他から補助金等を受けずに主催し、地区内の住民を主体に不特定多数

第13条(公民館運営委員会)

現状で機能していない旧規則運営委員会を刷新

1 構成の変更

2 選任方法の変更

3 機能の変更 <現状に合わせる>

ア. 審議機能の削除⇒代議員会&定期総会へ移行

イ. 運営の経費の監査⇒区監査委員会へ移行

を対象とし、実施する事業をいう

(公民館運営委員会)

第13条 1 公民館に公民館運営委員会を置くことができる

2 公民館運営委員会は、館長の諮問に応じ、以下について調査答申するものとする

- 1) 次期館長、副館長及び主事候補の推薦
- 2) 本規定の改定案
- 3) その他必要事項

3 運営委員は前9条6項の顧問の他区内住民を代表して区長及び区総代2名を以って構成する

4 運営委員の任期は、途中交代する場合も含め1年度内とする

(運営の状況に関する評価等)

第14条 公民館は、運営の状況について自ら評価を行うとともに、その結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない

(運営の状況に関する情報の提供)

第15条 1 公民は、事業に関する地区住民その他の関係者の理解を深めるとともに、地区住民との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない

2 情報提供の方法は、公民館 その他とする

3 公民館報等の発行文書は、区の文書総代に委託して地区住民及び関係者に配布する他、必要に応じ館内に提示し、分館及び外部の事業協力者、団体には館長が配布する

(会計)

第16条 1 公民館は、公民館事業の推進のために公民館会計を設ける

2 公民館の会計年度は、毎年4月より翌年3月までとする

3 予算は代議委員会の、また決算は区監査委員会の監査、代議員会の審議を経て、定期総会の

旧法第5条

評議員条項の削除＜現状追認＞

- 1 評議員会は必要に応じ適時これを開催する
  - 2 その他公民館関係印刷物の配布回覧館費の徴収等を行う
- この2項を削除し、評議員の任務を区総代及び代議員へ委託、依頼すると変更

第14条(運営の状況に関する評価等)

事業運営の PDCA\*1を手順を踏んで行うことを規定。H22 年度は、アンケートを行って、住民の声の一部を聞く

\*1…計画、実行、反省、改善

第15条(運営の状況に関する情報の提供)

公民館民間事業の多くが、人集めのステップを踏んでいる。控えめな住民が多いのか、希望の沿わない事業を展開しているのか館費を集めて公費補助を受けて運営する公民館事業を公開透明化して、関心と理解を求めることが必要と考える

第16条(会計)

新旧主事間の引継ぎで済ませていたことを明文化

1 監査方法の明記

2 市指定補助事業の取り扱い等館の事業分類に合わせて収支管理を行うこと。お金の流れが見えるように子ども会育成会会計の分離決算を含む

3 2月での仮決算

承認を受けるものとする

- 4 市他支援団体に対して、その指示により事業計画に基づく予算、及び事業実施実績に基づく決算報告を行う
- 5 全12条2項ならびに5項に関わり、市の指定した事業について事業補助金が交付される場合は、他の公民館事業費と分離運用し決算する
- 6 市の指定した事業は、附則2に定める 市の指定内容が変更された場合、同附則は同時改定されたものとみなす
- 7 支援団体の補助を受け、その条件に反した場合及び第6条の禁止事項に反したときは、その全額を返還するものとする
- 8 会計の要綱は内規に定める

(事業費)

第17条 1 公民館は、区内住民の拠出金、市補助金、区助成金、区内法人事業所協力金等を以って事業費とする

2 区内住民の拠出金は公民館費とし、金額及び集金方法は、附則3に定める

(同好会への助成)

第18条 1 公民館は、芸術、文化、体育、生活、自然、趣味及び郷土芸能等地区での伝承に関するグループ、同好会(以下 同好会という)の発足及び活動を支援し、基準を設けて活動の経費助成を行うことができる

2 助成を希望する同好会の募集は、年度当初に公民館報で区内住民に周知するものとする

3 応募する同好会は、構成員の名簿、年度活動計画、その他公民館の求める情報を、提供しなければならない

4 活動支援の一環として、事業に織り込んでその活動状況・成果を発表する機会と場を設ける

第19条 1 前項の助成金交付の基準について必要な事項は内規に定める

2 助成金を受けた同好会は、その使途について明記された会計報告の写しを公民館提出しなければならない

第17条(事業費)

公民館費の集金・納入方法を評議員から代議員へ変更し、手順と額とを附則に定めた

第18条(同好会への助成)

1 住民交流活性化の奨励策とし同好会に助成しているが、規則にないので追記。助成は経費と発表の場作りく公民館事業と協働する>両面で支援する。

2 事業計画&会計報告を知って、活動状況&収支面を理解し必要な支援が必要な同好会へ届くよう配慮する

3 助成への手順を定め、必要な様式を設定。予め原資を同好会が持つことで、役員の配布作業をなくし、落ちのない情報収集を行えるようにした。

4 透明性、公平性を考慮した。

第 20 条(ご祝儀等)

1 同好会助成と同様、規定がないので、追記。

2 内規を定め、ご祝儀の基準を明記。ご祝儀、助成金、会費等出費の区分・適正化を図る。

第 21 条(帳簿等)

1 事業の継続性のツールとなる帳簿(文書)の追加。

2 引き継ぐべき文書を明記し、口頭に拠る不備を防止する。

3 文書に保存期間を設定し、書庫を後任役員が将来整理するときの基準とする。

3 助成金交付の条件に反したときは、速やかにその金額を返還するものとする

⇒ただし、廃棄するに付いて歴史的な記録にまとめられていることに配慮する必要がある。

(ご祝儀等)

第20条 1 公民館は、役員が他団体の事業に来賓として招待を受けて出席する場合は、ご祝儀・祝品を贈呈する  
ことができる

2 ご祝儀・祝品は当該事業の会費相当を基本とし、内規に定める

(帳簿等)

第21条 1 公民館に次の文書を備え、個人情報保護法等により保護されるものを除き住民の閲覧に応じ、役員交  
代時には引継ぎを行う

- 1) 諸規定綴り
- 2) 役員及び委員名簿
- 3) 備品台帳
- 4) 事業計画書、予算決算書、領収書
- 5) 発信および受信文書(各種通知等)
- 6) 各美事業計画、運営及び実施結果の評価記録
- 7) 議事録
- 8) 公民館報等の広報文書
- 9) 教育資料

2 保存期間は個別に定め、文書又はファイル毎に明示するものとする

- 1) 会計帳簿(領収書を含む)および市の補助金に関わる文書については 5 年間とする

(既定の改廃)

第 22 条 1 本規定の改廃は、代議員会の審議を経て、総会にて議決するものとする

ただし、軽微な変更は除く。また市公民館条例等関係例規が改廃されたときは、

本規定の当該事項も改廃されたものとみなす

第 22 条(既定の改廃)

1 評議員制度の廃止により、代議員会・総会に付託することとした。

2 改廃の規定の内、改廃手順に拘らず変更できる範囲を設定した。

ア. 軽微な変更く曖昧な表現となったが、条項の変更を伴わない範囲で可能とする。年 1 回の総会に全てを諮るのは、非効率>

イ. 市の例規の変更によるもの。

2 この規定は、公民館館長が管理する

附則1

改定履歴

本履歴は、昭和 62 年 4 月 1 日 より実施する

改定

平成 23 年 3 月 26 日

改定理由

長期間に亘り改定しなかったため、現状と乖離したことと、市制移行に伴う安曇野市公民館条例の改訂(平成 18 年 3 月 27 日条例 22 号)もあり、現状の事業実態を織り込んで、一部規制の変更(下記太字)と不足事項の追記をした

要点：制度変更は太字の事項

- ① 市公民館条例による位置づけ
- ② 目的
- ③ 事業選択の範囲
- ④ **子ども会育成会の併合<事業の相互理解と運営の相互支援>**
- ⑤ 地区住民による自主運営及び禁忌事項
- ⑥ 役員の任命手順
- ⑦ 役員の研修
- ⑧ 公民館事業の分類管理
- ⑨ **運営委員会の役割を変更**  
    <公民館が事業及び会計の監査を自己完結できるルールを廃止>
- ⑩ **評議員条項の廃止**<区の組織機能を活用し、単純化>
- ⑪ 運営状況の情報提供<公民館館報>

附則

1 現行規定の改廃が不履行となったこと及び事業年度の開始から規定を前提にしていない現状を踏まえ、この規則の管理者を明記し、ルールの乗っ取った活動となるように。

2 改廃の理由を付記し、意図を伝承できるようにした。

- ⑫ 同好会の助成規定
- ⑬ 会計処理の明確化
  - ア. 主催事業、市指定補助事業、他団体主催事業への参加
  - イ. 子ども会育成会会計の分離<市等補助金の明確運用>
- ⑭ 規定管理者の明確化

#### 施行

平成 23 年 4 月 1 日

#### 附則2

##### 市の指定する事業と補助金

第1条 市が指定して市の補助金を交付する事業及び補助金の名称は以下をいう

- 1) 福祉・ボランティア事業
- 2) 青少年健全育成化事業 子ども会育成会活性化補助金
- 3) 高齢者対策事業
  - ア. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金  
(敬老会 or 軽スポーツ大会 or その他この事業の趣旨を達するため必要と認められる事業)
  - イ. つながり広がる地域づくり事業補助金

#### 附則3

##### 公民館費の額及び集金の方法

(公民館費の額)

第1条 規定第 15 条の公民館費は、1 戸当たり 年額 1,500 円 とする

(公民館費の集金時期)

第2条 公民館費は、毎年5月に1年度分を集金する

(公民館費集金の方法)

第3条 1 公民館費を集金しようとするときは集金費まで十分な時間を取り、集金期日、金額、集金方法について区民に周知しなければならない

2 集金は、代議員に依頼して担当班内を集金の上、所定の日に公民館へ納入する

3 公民館は集金受領について、領収書を発行して区民に周知するものとする